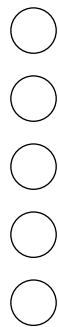




親展



確定申告で必要になる大切なお知らせです。

重要

社会保険料 控除証明書 (国民年金保険料)



開封前にあて名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

宛先不明の場合の返送先

〒



ご本人様控

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）

被保険者氏名

基礎年金番号

前年（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

【令和4年中の納付済保険料額】

納付状況の内訳（令和4年12月31日現在）

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和4年中に納付した月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

納付済保険料の証明額

円



社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取って使用ください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

前年（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和5年1月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

印

【令和4年中の納付済保険料額】

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和4年中に納付した月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

納付済保険料の証明額

円

音声コード

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』
または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1.控除証明書相談チャット（24時間対応）

日本年金機構ホームページでは、
控除証明書に関するお問い合わせに自動で
お答えする相談チャットを開設しています。
右記の二次元コードよりぜひご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2022.html>)

二次元コード

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構

検 索

<https://www.nenkin.go.jp/>

2.ねんきん加入者ダイヤル



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は **（東京）03-6630-2525**

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8：30～午後7：00

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

●ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも
市内通話料金でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）
からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。

●「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかかります。

●「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっ
ているケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内側にあります。」
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。）

2302 1034 003

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保
険料を納付した場合には、納付した方の社会保険料控除の対象
にできます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、
申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類
（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

* 令和5年1月1日以降に納付した保険料は、この控除証明
書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

電子データの控除証明書でも確定申告できます。

・マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマー
トフォンをお持ちの方は、マイナポータルからねんきんネッ
トにログインして控除証明書の電子送付の登録をすると、マ
イナポータルで控除証明書の電子データを受け取ることがで
きます。

・受け取った電子データを利用して、国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」で申請書の該当項目に自動入
力し、令和4年分の確定申告をすることができます。

・詳しくは日本年金機構のホームページをご覧
ください。
([https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/
denshisofu_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html))

二次元コー
ド

保険料納付は、口座振替が便利でお得！
－安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします－

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手続でOK！手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早割・前納を利用してお得な割引

口座振替なら、早割が利用できます。

早割（当月保険料の当月末引落）は、毎月の保険料が
50円割引となります。（※）

口座振替による前納は、もっとお得です。

保険料を前納すると割引があります。

口座振替による割引額と保険料額（※）

前納方法	年度	保険料額（割引額）
口座振替	1年度分	199,080円→194,910円（4,170円割引）
	2年度分	397,320円→381,530円（15,790円割引）
現金及び クレジット カード納付	1年度分	199,080円→195,550円（3,530円割引）
	2年度分	397,320円→382,780円（14,540円割引）

（参考）

※割引額・前納保険料額等は、令和4年度の金額となります。
令和5年度の前納保険料額等については、令和5年2月下旬に告示される
予定です。

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が
締め切りです。お早めにお申し込みください。

口座振替のお申し込み

口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの
金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。